

# 税務課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人へ

## 所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

▼保険税（料）の軽減が受けられない。

▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。

▼入院時の食事代が減額されない。

などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課または各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金（国民年金等）または給与

のみの人は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、税務課までお問い合わせください。

申告に必要なもの

(1)令和7年中の所得・控除額がわかるもの（源泉徴収票・生命保険の払込証明書等）

(2)本人確認書類

・1枚の提示でよいもの（顔写真付き）

…マイナンバーカード、運転免許証等

・2枚以上の提示が必要なもの

…資格確認書、年金手帳等

## 非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

対象者（次の全てにあてはまる人）

(1)雇用保険受給資格者証の離職年月日が、令和3年3月31日以降であること

(2)離職日において、65歳未満であること

(3)雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

（※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、

その時点までとなります）

軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します）

申請に必要なもの

(1)雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知

(2)対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）

(3)窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

申請場所 税務課、各総合支所・出張所

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008

柳井警察署だより

5月は「自転車月間」

5月は自転車月間です。自転車も乗れば「車の仲間」です。皆さん、自転車の交通ルールを御存じですか？交通ルールを遵守して、自転車事故を防止しましょう。

○左側通行の原則

自転車は、基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

○自転車が歩道を通行できるとき

(1)道路標識等で「歩道通行可」とされているとき

(2)13歳未満、70歳以上、一定の身体障害を有する方が運転するとき

(3)交通状況や自転車通行の安全確保のため、やむを得ないと認められるとき

○歩道を通行するときのルール

歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止しなければなりません。

問い合わせ

柳井警察署

☎ 0820 (23) 0110



普通自転車歩道通行可  
【道路標識】



自転車ルールブック  
【警察庁ホームページ】